

事務事業名	母子・父子自立支援事業及び婦人相談事業				担当	健康福祉部 こども家庭課 子育て支援係			
政策名	C	思いやりと安心に満ちたみんな元気なまちづくり				増補版施策名			
施策名	2	子育て支援の充実				☐ 実施計画上の主要事業			
関連個別計画	真岡市次世代育成支援対策行動計画 真岡市男女共同参画社会づくり計画					事業期間	☐ 単年度のみ		
法令根拠	母子及び父子並びに寡婦福祉法・売春防止法・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律						☒ 単年度繰返（開始年度 昭和45 年度～）		
予算科目	1. 一般会計	3. 民生費	2児童福祉費	3母子福祉費	☐ 期間限定複数年度（ 年度～ 年度）				
事業概要	近年の離婚の急増など母子家庭等をめぐる諸状況の変化に対応し、母子家庭等の自立を促進するため、子育て・生活支援、就業支援、養育費の確保、経済的支援など総合的な母子家庭等対策を推進するため身近な相談窓口として、母子・父子自立支援員（2名）を配置し支援を行う。 また、「売春防止法」や、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき、被害者の支援に係るものとして婦人相談業務を実施する。								

1. 現状把握の部 (1) 事務事業の目的と指標

① 手段（主な活動） 29年度実績 母子・父子家庭及び寡婦等に対し、相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。 母子・父子家庭自立支援給付金事業（相談・申請・決定・請求・現況届） 母子家庭の母、父子家庭の父の資格取得のため、高等職業訓練給付金を支給する。 民間シェルター（緊急一時保護施設）運営事業補助金の支払 30年度計画 平成29年度と同様	⑤ 活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移							
	名称		単位	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(見込)
	ア	延相談回数	回	1,314	1,118	1,042	1,438	1,500
	イ	民間シェルターへの補助金額	千円	200	200	200	200	200
	ウ	高等職業訓練促進給付金受給者	人	1	1	3	4	3
	エ							
オ								
② 対象（誰、何を対象にしているのか）＊人や自然資源等 ・ 支援が必要な母子・寡婦及び婦人 ・ 支援が必要な父子	⑥ 対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移							
	名称		単位	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(見込)
	ア	支援が必要な母子・寡婦及び婦人数(相談者数)	人	597	580	617	839	860
	イ	支援が必要な父子（相談者数）	人		2	10	17	20
	ウ							
	エ							
オ								
③ 意図（この事業によって、対象をどう変えるのか） 問題の解決を図り、生活の自立を促す。	⑦ 成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移							
	名称		単位	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(見込)
	ア	自立に向けて行動に移した母・婦人の数	人	69	64	64	75	80
	イ	（求職・転職・資格取得・職業訓練等）						
	ウ	平均相談回数（延相談回数÷相談者数）	回	2.2	1.9	1.7	1.7	1.7
	エ							
オ								
④ 結果（どんな結果(上位施策)に結びつけるのか） 生活上の悩み・不安の軽減	⑧ 上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移							
	名称		単位	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(見込)
	ア	生活上の悩み不安が軽減された世帯の割合	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	イ							
	ウ							
	エ							
オ								

(2) 総事業費の推移			単位	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(見込)	
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	960	1,012	2,277	3,331	3,662
			県支出金	千円	0	0	0	0	0
			地方債	千円	0	0	0	0	0
			その他	千円	0	0	0	0	0
			一般財源	千円	4,034	4,025	5,018	5,653	6,038
			事業費計 (A)	千円	4,994	5,037	7,295	8,984	9,700
	人件費		正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1
			延べ業務時間	時間	100	100	100	100	100
			人件費計 (B)	千円	422	419	415	415	415
			トータルコスト(A)+(B)	千円	5,416	5,456	7,710	9,399	10,115

③この事務事業の環境変化・市民意見等	
①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか？	母子自立支援員は、母子及び寡婦福祉法（昭和39年施行・第8条）により、婦人相談員は売春防止法（昭和32年施行・第35条2）により設置が定められている。
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは 5 年前と比べてどう変わったのか？	離婚による母子家庭は年々増加しており、援護を必要とする母子は増えている。 平成14年4月1日に施行された「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」により、婦人相談員は被害者の相談に応じ必要な指導が出来ることされておりDVに対する対応が今後増加するものと予測される。 平成15年4月1日「母子及び寡婦福祉法」の改正により、従来の母子相談員が母子自立支援員と名称が改められて業務に職業能力の向上と求職活動に関する支援が追加された。 平成21年3月23日の二宮町との合併に伴い母子家庭の増が見込まれる為、21年4月より母子自立支援員を1人増員した。 平成22年度から民間シェルターを運営するNPO法人に対し、運営補助を実施している。 平成26年10月から母子寡婦福祉法の一部改正により、名称を母子及び父子並びに寡婦福祉法と名称を変更し、父子家庭を支援対象として位置づけする。
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？	相談者からは、悩みの軽減や、法的知識を得たり、就業等自立につながり感謝の言葉が聞かれる。

2. 1 次評価の部 *原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的妥当性評価	①政策体系との整合性 ・この事務事業の目的は、市の政策体系に結びつくか？ ・意図することが結果（上位施策）に結びついているか？	☒ 結びついている ☐ 見直し余地がある 母子寡婦福祉法に基づき実施している施策であり、市の政策に結びつく。
	②公共関与の妥当性 ・なぜこの事務事業を市が行わなければならないのか？ ・税金を投入して達成する目的か？	☒ 妥当である ☐ 見直し余地がある 母子寡婦福祉法に基づき実施している事業なので妥当である。
	③対象と意図の妥当性 ・対象を限定・追加すべきか？ ・意図を限定・拡充すべきか？	☒ 適切である ☐ 対象を見直す必要がある ☐ 意図を見直す必要がある 母子寡婦福祉法に基づき実施している事業なので妥当である。
有効性評価	④成果の向上余地 ・成果を向上させる余地はあるか？ ・成果の現状水準とあるべき水準の差異はないか？ ・何が原因で成果向上が期待できないのか？	☒ 向上余地はない ☐ 向上余地がある 相談を受けた案件は全て対応しており、向上余地はない。
	⑤廃止・休止の成果への影響 ・事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☒ 影響がある ☐ 影響がない 母子寡婦福祉法に基づき実施している事業なので、廃止・休止できない。
	⑥類似事業との統合や連携の可能性 ・他に、類似の形態の事務事業はないか？	☐ 類似事業がある（類似の事務事業名を記載） ☒ 類似事業はない
	・類似事業がある場合、その事業と統合したり連携を図ることができるか？	☐ 他の事業と統合・連携ができる ☐ 他の事業と統合・連携できない
効率性評価	⑦事業費の削減余地 ・成果を下げずに事業費を削減できないか？ （仕様や工法の適正化、住民の協力など）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 必要最小限の事業費で実施しており、削減の余地はない。
	⑧人件費（延べ業務時間）の削減余地 ・やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？ ・成果を下げずに正社員以外の職員や委託でできないか （アウトソーシングなど）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 必要最小限の人件費で実施しており、削減の余地はない。
公平性評価	⑨受益機会・費用負担の適正化余地 ・事業の内容が一部の受益者に偏って不公平ではないか？ ・受益者負担が公正・公平になっているか？	☒ 公正・公平である ☐ 見直し余地がある 母子・寡婦はもとより、全婦人を対象としているので、公平・公正である。

3. 改革・改善方向の部

(1) 改革の方向性（改革案・実行計画） ☐ 廃止 ☐ 見直し（ ☐ ：目的妥当性 ☐ ：有効性 ☐ ：効率性 ☐ ：公平性） ☐ 統合 ☒ 継続	(3) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
			コスト																					
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持		○																					
	低下																							
(2) 改革、改善を実現する上で克服すべき課題は何か？それをどう克服していくか？																								

4. 事務事業の 2 次評価結果（事業の総括と事業の方向性）

(1) 1 次評価結果の客観性と出来具合 ☐ 記述説明不足（説明責任不充分） ☐ 評価内容が客観性を欠く ☒ 評価内容は客観的と言える		(5) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
			コスト																						
			削減	維持	増加																				
成果	向上																								
	維持		○																						
	低下																								
(2) 2 次評価者としての評価結果 ①目的妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ②有効性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ③効率性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ④公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり		(4) その他 2 次評価会議で指摘された事項																							
(3) 2 次評価者として判断した今後の事業の方向性 ☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的絞込み ☐ 目的拡充 ☐ 事業統廃合 ☐ 事業のやり方改善 ☐ 予算削減 ☐ 予算増大 ☒ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）																									